

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
6-(1)	防爆構造電動機の保守に関する規制緩和	<p>①防爆構造電動機の巻き線の巻き替えは、『改造』ではなく『修理』とすること。</p> <p>②防爆構造電動機の部品交換については、「出荷時と同一のものと交換」でなく、構造が異なっても、防爆検定品に組み込まれている部品を用いる場合に限り『改造』ではなく『修理』とし、部品交換可能とすること。</p>	<p>(a) 規制の現状 防爆構造電動機の保守に関しては、工場電気設備防爆指針や産業安全技術協会の見解等を根拠に実施しており、工場電気設備防爆指針の2006年版改訂により『防爆性能を保持している部品類の交換は改造とされ製造者に委ねなければならない』と明記された。 また、防爆構造電動機の巻き線の巻き替えに関しては、産業安全技術協会の見解により現状認められていない。 防爆構造電動機の部品の交換に関しても、同上の見解により、「出荷時と同一のものと交換」でなければ認められず、「性能が同等であっても構造が異なるものには交換できない」となっている。</p> <p>(b) 要望理由 改造の場合、新たに防爆検定が必要となることは理解するが、防爆検定の合格証の有効期限3年を超えた後に改造を行う場合には、旧品の改造に伴う再受検は製造者であっても認められていないため、電動機一式更新をせざるを得ない。 巻き線の巻き替えは、各メンテナンス会社で多数の実績がある保守方法であり、巻き替えにより防爆性能が落ちることは通常考えられず、防爆構造電動機の巻き替えによる保守を認めるべき。 部品の交換に関しては、技術の進歩が日進月歩の時代に「出荷時と同一のものと交換」でなければ認めないという見解では、技術の発展を阻害する要因になりかねない。 電動機を新作する場合、新しい別の部品で防爆検定を受けており、安全性も問題ないことから、性能が同等であれば構造が異なっても部品交換を認めるべき。 また、保守部品供給期間を過ぎた場合、出荷時と同一部品の再製作は可能ではあるものの、メーカーが製造を中止してからでは、再製作の時間・コストが膨大になる。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 例えば巻き線の巻き替えであれば数百万円で済むところ、電動機一式更新となれば数千万円規模の投資が必要となる電動機もある。 部品の交換についても、部品1個の交換（部品単価数十万円）が出来ずに、電動機一式更新せざるを得ないといった負担を回避できる。</p>	<p>労働安全衛生法 第42条、第44条の2、労働安全衛生法施行令第14条の2、労働安全衛生規則 第280条、電気機械器具防爆構造規格 工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆2006）N11S-TR-No.39；産業安全研究所技術指針</p>
6-(2)	非常災害時（地震、台風等）における登記情報提供サービスの常時利用	<p>非常災害時における電力等のインフラ復旧工事に際しては、迅速な対応が求められる。工事の実施には、工事に必要となる土地の所有者から事前了解の取付が必要であり、土地所有者の調査は登記情報提供サービスの利用が主な手段となる。</p> <p>上記サービスの利用期間は、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供契約約款第8条に「平日は午前8時30分から午後9時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）は休止」と定められており、この期間内は土地所有者調査が困難となり、迅速な復旧対応への支障となっている。</p> <p>非常災害時のインフラ復旧の円滑化に資するよう、国主導の見直しにより、少なくとも災害地域において常時利用が可能となるよう対策を講じるべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 登記情報提供サービスの利用については、一般財団法人民事法務協会の登記情報提供契約約款第8条に平日は午前8時30分から午後9時まで、土曜日・日曜日・国民の祝日及び休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）は休止と定められており、サービス休止期間中は土地所有者の特定が必要であっても調査が実質的に困難となっている。</p> <p>(b) 要望理由 先般の熊本地震による電力復旧に向けた用地交渉を実施する際、上記時間帯に登記情報提供サービスを利用できず、土地所有者の特定に時間を要し、迅速な復旧工事実施の支障となるケースがあり、現状の改善が必要と考える。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 土地所有者調査に必要な登記情報提供サービスの提供時間が見直されることにより、土地所有者の早期特定が可能となり、迅速な復旧対応に寄与する効果が期待できる。</p>	<p>電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第3条第1項各号、第5条 電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則第4条第1項第4号</p>
6-(3)	消火用水槽内水没管の腐食対策	<p>消火用水槽の水没管の腐食対策として、水没管をステンレス鋼で施工できるようにすべきである。</p>	<p>(a) 規制の現状 ステンレス鋼管の施工における留意事項について、消防署から以下の指導がなされているため、消火用水槽に水没する配管にステンレス鋼管を使用できない。</p> <p>（現在の指導の内容） ポンプの吸水管、消防用水の採水口等にあつては、水槽等に浸水する部分以外に使用すること。</p> <p>(b) 要望理由 この指導は、滅菌用塩素を含む飲料用の受水槽の気相部でステンレス鋼が腐食していることを考慮して提示されているものと推察する。しかしながら、消火用水槽には、塩素を含む補給水が常時供給されないため、受水槽と同様の腐食は発生することはない。このため、水没管にステンレス鋼管を使用することは、有効な腐食対策と考える。</p> <p>(c) 要望が実現した場合の効果 ・炭素鋼を使用する現場では、腐食するトラブルが減る。 ・内外面ライニング鋼管を使用する現場では、ステンレス製フート弁との接続部の絶縁対策が 必要なくなる。絶縁対策の不備による腐食トラブルが減る。</p> <p>→ 漏水による災害の防止と設備の長寿命化を図ることができる。</p>	<p>19 予第 125 号 （平成 19 年 5 月 2 日） ステンレス鋼管を用いた配管および管継手の設置に関わる留意事項について（通知）</p>

6-(4)	データセンター及びサーバー室における地絡遮断装置設置義務の緩和	電気設備技術基準では300V以上の配線を電気室以外の区画（室）へ送り出す際に、送り出し側の遮断器に漏電検知し電路を遮断する設備を設置しなければならない。しかし、データセンターなどでICT機器に電源を供給する重要設備（24時間365日電源を落とすことの出来ない）の電路が遮断された場合には、ICT機器が使用不可能となる。重要設備に供給する電源設備については、地絡を検知し電路を遮断する装置の設置に代えて、地絡を検知し警報発報する装置の義務付けとすべきである。	<p>(a)規制の現状 「電気設備の技術基準の解釈第36条第3項」において「高圧又は特別高圧の電路と変圧器によって結合される、使用電圧が300Vを超える低圧の電路には、電路に地絡を生じたときに自動的に電路を遮断する装置を施設すること」とされており、データセンターでICT機器に電源を供給する重要設備についても地絡遮断装置が必要とされる。</p> <p>(b)要望理由 データセンターでICT機器に電源を供給する重要設備に地絡検知し、電路を遮断する装置を設置した場合、地絡を検知した後、瞬時に電路が遮断され、ICT機器の使用が不可となる。地絡を検知し、警報を発報する装置を設置することにより、瞬時に遮断されるのではなく、手動で他の対応策が取ることが可能となるため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 社会におけるICT利用が高まる中で、企業によるデータセンターの利用が益々増えており、データセンターの運用が停止した場合の社会的影響は大きい。運用停止を避けるための代替手段を確保することにより継続的な運用が可能となる。</p>	「電気設備の技術基準の解釈」
6-(5)	防災拠点として認定された施設及びヘリポートが設置された施設に対する容積率の緩和	災害時の防災拠点として認定された施設及び緊急時の着陸が可能ヘリポートが設置されている施設に対して、容積率を緩和すべきである。	<p>(a)規制の現状 建築基準法施行令において、備蓄倉庫、蓄電池、自家発電設備、貯水槽の容積対象の延べ面積に不算入とされているが、緊急時にヘリポートが設置された施設及び災害時の防災拠点となった施設は対象とされていない。</p> <p>(b)要望理由 さらなる防災への備えが求められる中、民間の自主的な防災・減災対策の強化を促進するため。</p> <p>(c)要望が実現した場合の効果 民間施設における緊急時のヘリポートの設置や災害時の防災拠点が增えることにより、全体での防災力の強化が進むと同時に、行政側の防災対策コストの削減につながる。</p>	建築基準法施行令第2条、137条